

市営住宅池田団地 F－2 号室住宅改修工事の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 19 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 市営住宅池田団地 F－2 号室住宅改修工事
- (2) 工事場所 鴨川市池田地内
- (3) 工事期限 契約日の翌日から 75 日間
- (4) 工事の概要 F-2 号室改修工事 A=44.9m²
木工事（床組、天井合板張）一式
内装工事（フローリング[※]ボード[※]張、クッションフロア張）一式
仕上ユニット工事（流し台交換）一式
給排水衛生設備工事（洗面化粧台設置、簡易水洗便器設置）一式
- (5) 予定価格 3, 9 5 0, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 入札方式 市町村版事後審査方式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 鴨川市財務規則（平成 17 年鴨川市規則第 46 号）第 99 条第 2 項に規定する競争入札参加者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登録されている者
- (2) 鴨川市建設工事等入札参加業者資格審査基準（平成 17 年鴨川市告示第 163 号）第 7 条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されている者（鴨川市に業者登録している者）
- (3) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 10 号）に基づく指名停止措置の期間中でない者
- (4) この公告の日から入札執行日までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年鴨川市告示第 64 号）に基づく指名除外措置を受けていない者
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でない者。
- (7) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 建築工事業において建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を得ている者。
- (9) 鴨川市内に本店を置く業者で、建築工事に係る等級が A・B ランクである者。
- (10) 建築工事に係る建設業法第 26 条に規定する主任技術者を配置できる者。

3 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を次のとおり行う。

(1) 閲覧期間

令和 6 年 7 月 19 日 午後 5 時から令和 6 年 8 月 7 日入札開始時刻まで
ちば電子調達システム「入札情報サービス」による

(2) 設計図書の紙での配布は行わない。

(3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面により提出すること。（書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、工事説明質問書をダウンロードして使用すること。）なお、提出方法は末尾記載の問い合わせ先へ確認すること。

ア 質疑期間 令和 6 年 7 月 25 日から令和 6 年 7 月 26 日まで

（電話での問い合わせは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。なお、土・日・祝日を除く）

イ 提出先 末尾記載の問い合わせ先

（質問に対する回答は、令和 6 年 8 月 2 日までに、ちば電子調達システムの入札情報サービスで公表する。）

4 入札期間・開札日時等

(1) 場所 鴨川市役所本庁舎 3 階 管財契約課 ちば電子調達システム「電子入札システム」

(2) 期間 令和 6 年 8 月 5 日 午後 1 時から令和 6 年 8 月 7 日 午後 1 時まで

(3) 開札 令和 6 年 8 月 7 日 午後 1 時 30 分

※やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を管財契約課に連絡し、入札締切日の正午までに紙による入札書を管財契約課まで提出するものとする。

(4) 立会人

入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

5 資格審査及び落札者の決定

(1) 本入札は事後審査方式であることから、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。

(2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。

(3) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。（電子メール又は紙媒体持参による提出）

① 制限付き一般競争入札(事後)審査型参加資格確認申請書(入札情報サービス添付)

② 経営事項審査の際に提出している技術職員名簿の写し（受付印の有るもの）

提出先メールアドレス kanzaikaisyaku@city.kamogawa.lg.jp

(4) 落札決定は、原則として開札日から 2 日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

6 入札保証金

免除

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切

日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。

- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者がいない時は、再度の入札は行わず取止めるものとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (5) 入札参加者が連合または、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取止める場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し工事費内訳書を、ちば電子調達システム「電子入札システム」による入札書提出時に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードするものとする。

10 入札の執行

入札を締め切った時点で入札者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取止めるものとする。

11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格を有しない者のした入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は制限付き一般競争入札参加申請書に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付が無い入札

- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

1 2 契約締結時期

落札者の決定後、2日以内に契約を締結するものとする。

1 3 契約保証金

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 4 前金払・中間前金払・部分払

ちば電子調達システムの入札情報サービス添付の入札説明書による

1 5 その他

- (1) ちば電子調達システム「電子入札システム」に使用するICカードについて、開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については失格とする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等により入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された制限付き一般競争入札参加申請書は返却しない。なお、公表及び無断で使用することはしない。
- (5) 工期は事情により変更することがある。
- (6) この公告に記載がないものについては、鴨川市電子入札約款、鴨川市電子入札システム運用基準によるものとする。

1 6 問い合わせ先

(1) 入札・契約に関する事項

鴨川市企画総務部 管財契約課 管財契約係

電話 04-7093-7830

メール kanzaikieiyaku@city.kamogawa.lg.jp

(2) 工事内容・設計図書に関する事項

鴨川市建設経済部 都市建設課 都市整備係

電話 04-7093-7835